

別送品の免税範囲

- ① 海外においてご本人あるいはご家族の方が1年以上使用されていた物については、基本的に関税が免除されます。ただし、実際に1年以上使用されていたにも関わらず、税関が1年以上使用されていた形跡がない(新品同様)との判断を下した場合は課税される場合もございます。

※あくまでも税関職員の判断によります。

- ②新品のもの(使用期間が1年未満のもの)であっても、下記の範囲で免税にて輸入することができます。

※ 携帯品あるいは別送品(帰国後6ヶ月以内に輸入通関が完了するものに限り)のうち、個人的に使用すると認められるものに限り、成人1人当たり下記の表の範囲内で免税となります。(携帯品と別送品の両方がある場合には、両方を合算します。)

※ 未成年の場合は「酒類」と「たばこ」は免税になりません。

※ 6歳未満のお子様は、おもちゃなど明らかにお子様本人の使用と認められるもの以外は免税になりません。

《成人1人当たりの免税の範囲》

品物		数量または価格	備考
酒類		3本	1本 760ml 程度のもの
たばこ	「紙巻たばこ」のみの場合	200本	①日本に居住している人は日本製たばこ、外国製たばこの合計 200 本までが免税になります。 ②外国居住者が輸入するたばこについては、外国製日本製の合計 400 本までが免税になります。
	「葉巻たばこ」のみの場合	50本	
	その他の場合	250グラム	
香水		2オンス	1オンスは約 28cc (オーデコロン、オードトワレは含まれません)
その他の品目	1品目ごとの海外市価の合計額が1万円以下のもの	全量	例えば、1個 1,000 円のチョコレート9個や1本 5,000 円のネクタイ2本は免税になります。 またこの場合には、1万円以下のものは免税額20万円の計算に含める必要はありません。
	その他のもの	20万円 (これらの品物の海外市価の合計額)	①合計額が 20 万円を超える場合には、20 万円以内に収まる品物が免税になり、その残りの品物に課税されます。 税関はご帰国者の有利になるように、免税となる品物を選択の上課税します。 ②1個で 20 万円を超える品物、例えば 25 万円のバッグは 25 万円の全額について課税されます。



ヤマト運輸

YAMATO TRANSPORT EUROPE B.V. Milan Branch Via Redecesio, 5 - 20090 Segrate (MI)

Tel 02 21872446 Fax 02 21872295 E-mail: kuroneko.italy@yamatoeurope.com Opening hour: weekday 9:00-12:30, 14:00-17:00

《税率》

品名	税率
酒類	1本につき
①ウイスキー(750mlのもの)	375円
②ブランデー(700mlのもの)	350円
③ラム、ジン、ウォッカ、(750mlのもの)	300円
④リキュール、焼酎など	225円
⑤その他(ワイン、ビールなど)(750mlのもの)	150円
その他の品物	15%
紙巻たばこ	1本につき6.5円

※(注)1. 腕時計、貴金属製の万年筆、貴石(裸石)、ゴルフクラブ、書画、彫刻、パソコンなど
関税が掛からない品物は消費税及び地方消費税(合計で5%)のみが課税されます。

※上記情報は成田税関支署ホームページより一部抜粋

《課税のしくみ》

- 別送品申告書は通常1家族(ご家族の代表者名にて)で1回の申告となります。
- ご家族の人数分(成人一人当たり)の免税を受けることができます。
ただし、酒、たばこの類は成人の人数分のみに適用となります。その他の物品についても構成家族の年齢や職種などにより、適用か非適用かの判断が税関職員にてなされます。
- 免税の範囲はあくまでも個人的に使用すると税関が認めた物に限りますので数量や品目により税関が個人使用として認めない物は別送品(引越荷物)として輸入通関出来ない場合があります。

●【例えば…】

構成家族が父・母・8歳と13歳のお子様2名と仮定します。

成人一人当たり20万円が免税枠ですので40万円と税関職員が明らかにお子様が使用するものと判断した品物で適正な範囲が携帯品(手荷物)と別送品(引越荷物)の合計の免税枠になります。

※あくまでも成人一人当たり20万円が基準ですのでご家族で使用するソファセットを25万円で購入されると、課税対象(25万円の15%＝課税額¥37,500)になります。

上記の通りその価格が1点で20万円を超える場合は、超過金額分に対してのみ課税がなされるのではなく、20万円を超過した時点でその金額すべてに対して課税となります。

- 新品のものとして申告される義務はお客様個人の責任においてですので、税関より日本側ヤマト運輸へ新品の有無についての問い合わせがなされた場合、質問にお答えいただくのはお客様ご自身です。弊社の税関担当者がお客様に代わって、お客様からのご回答を税関に申請します。
- 課税になった場合の関税・消費税額の目安は、弊社担当者にお問い合わせください。
- 以下税関ホームページ内の[税関手続]でもご確認頂けます、あわせてご利用ください
<http://www.customs.go.jp/tokyo>



YAMATO TRANSPORT EUROPE B.V. Milan Branch Via Redecesio, 5 - 20090 Segrate (MI)

Tel 02 21872446 Fax 02 21872295 E-mail: kuroneko.italy@yamatoeurope.com Opening hour: weekday 9:00-12:30, 14:00-17:00